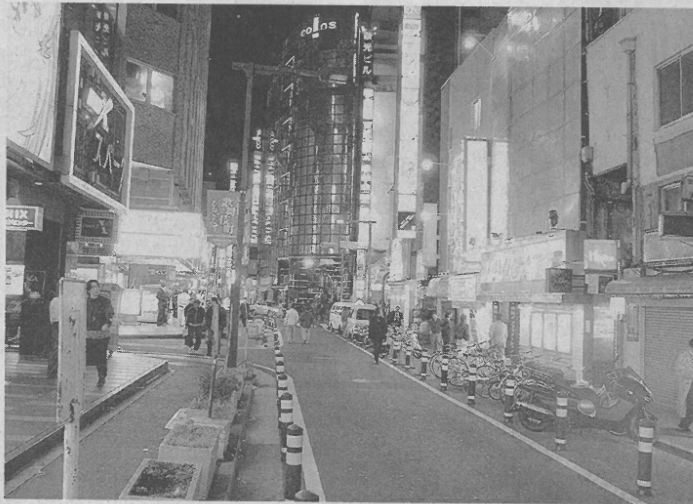


こちら特報部

都迷惑防止条例 改正案の危うさ

東京都議会で審議中の迷惑防止条例改正案に対し、大勢の市民が「街頭での運動が制限されかねない」と猛反発している。改正は、ストーカーによる「つきまとい」行為などの規制強化が主眼とされるが、条文の解釈次第で、国会前デモや労働組合による会社への抗議活動、報道機関の張り込み取材なども取り締まり対象となる恐れがある。識者は「憲法が保障する表現・言論の自由などが侵害される」と危ぶむ。

(白名正和、安藤恭子)



②東京都議会定例会の本会議で施政方針を説明する小池百合子知事＝2月21日 ③2005年4月、改正迷惑防止条例が施行され、客引きが姿を消した新宿・歌舞伎町



幅広い対象「恣意的運用怖い」

東京都迷惑防止条例が初めて制定されたのは、一九六二(昭和三七)年十月のこと。正式名は「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」。当時は、繁華街をうろつく不良集団「ぐれん隊」対策に活用された。その後、時代に合わせて改正を繰り返し、二〇〇四年十二月に繁華街での「客引き行為」を全面禁止。〇七年十二月には、客引きの手法のうち「立ちふさがり」などの行為を規制した。一二年二月には、高齢者宅などで貴金属を強引に買い取る「押し買い」行為が取り締まり対象となった。

今回の改正案はどんな内容なのか。同条例を所管する警視庁の「条例案の概要」によると、ITを悪用した「盗撮」と「つきまとい」が焦点という。

「盗撮」「つきまとい」焦点 罰則も強化

盗撮では、規制対象の場所として公共空間以外に、「住居」や「学校や会社事務室など」を含める。一方、つきまといでは、相手の住居付近を「みだりにうろつくこと」も対象にするほか、「監視している」と告げること、「名誉を害する事項を告げること」も加える。罰則も「一年以下の懲役または百万円以下の罰金」(現行は六月以下の懲役または五十万円以下の罰金)に引き上げる。

実は、こうした行為は、昨年一月施行の改正ストーカー規制法で既に規制されており、同行行為を「恋愛感情その他の好意の感情(略)を充足する目的」と定義している。しかし、条例にこうした限定はなく、「正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的」とあるのみで、対象が幅広い。

小池百合子知事は先月、開会した都議会に改正案を提出。施政方針で「現在

の規制では対応できない悪質な行為を取り締まりたい」と、成立に期待を込めた。

現在、改正案は警察・消防委員会で審議中だ。十九日の同委員会では、つきまといについて条例の乱用を懸念する質問が相次ぎ、市村諭・警視庁生活安全部長が「乱用防止規定があり、政治や組合活動、報道は対象にならない」と述べた。

この答弁に対し、同委員会所属の大山とも子都議(共産)は「運用は最終的に警察側が行う。恣意的な運用の怖さは拭えない」と訴える。大山氏のもとには五百を超える個人・団体から、改正案に反対する要請文が届いているという。

大山氏は「委員会では全会派が改正案について質疑したが、『知事与党』の都民ファーストの会は警視庁の主張を確認するにとどまっている。このままでは数の論理で改正案が可決されてしまう」と懸念を強めている。

改正案は二十二日に同委員会、二十九日に本会議で採決される予定。成立すれば、七月にも施行される。